

第1回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会 会議録

日時：平成28年8月17日（水）14時～16時

場所：さざなみ館第2研修室

【次第】

開会

1. 委嘱状及び任命状の交付
2. 市長あいさつ
3. 自己紹介
4. 本審議会について
5. 会長及び副会長の選任
6. 議事

(1) 第2次伊予市男女共同参画基本計画について

① 第2次伊予市男女共同参画基本計画の策定について

- ア. 第2次伊予市男女共同参画基本計画の目的
- イ. 国の男女共同参画の取組
- ウ. 県の男女共同参画の取組
- エ. 伊予市の男女共同参画の取組

② 第1次伊予市男女共同参画基本計画の進捗状況について

(2) 自由意見

7. その他事務連絡

閉会

【出席者】

審議会委員：亀岡マリ子、池田登貴、小西千鶴子、酒井幸江、山口節子、山先芳輝、菅香織、
渡邊千佳子、下岡裕基 以上9人（欠席：浅山貢）

事務局：市長（武智邦典）、総務課（坪内圭也、向井功征、池富隆博、相原知奈実）

【内容】

事務局：お待たせいたしました。ただ今から、第1回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本審議会の進行役を務めさせていただきます。私、総務課長の坪内でございます。よろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、まず委嘱状及び任命状の交付を行います。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、御起立の上、前にお進みいただき、委嘱状、任命状をお受け取りください。お受け取りいただきましたら、席のほうへお戻りいただいて御着席ください。

～委嘱状・任命状を交付～

事務局：なお、伊予市内校長会の浅山貢様ですが、ただいま中学生海外派遣引率のため、海外へ出張しております。本日、欠席をしておりますことを御報告いたします。

事務局：それでは、伊予市長より御挨拶申し上げます。

～市長あいさつ～

事務局：続きまして、委員の皆様の中には初めての方もいらっしゃると思いますので、お配りしております委員名簿の順に簡単な自己紹介をお願いいたします。なお、この委員名簿は、お手元にごございます伊予市男女共同参画基本計画策定審議会条例の第3条の組織区分の順番になっております。では、亀岡様よりお願いをいたします。

～自己紹介～

事務局：ありがとうございました。

それでは、市長ですが、この後別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

事務局：ここで審議に入ります前に、当審議会につきまして簡単に説明をいたします。

お手元にごございます伊予市男女共同参画基本計画策定審議会条例をごらんください。本審議会は、第2条にごございます事項について調査及び審議するものであります。まず最初に、伊予市男女共同参画基本計画の策定に関すること、2つ目に、計画の見直しに関すること、3つ目に、男女共同参画施策の推進に関すること、以上の3点でございます。

続きまして、委員の任期でございますが、第4条にごございますとおり、委嘱または任命の日の属する年度の翌々年の3月31日、すなわち本日から平成30年3月31日までが任期となっております。ただし、委員が任期中に入れ替わった場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。

委員の報酬に関しまして御説明いたします。

市の審議会等におきましては、伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、委員の皆様には報酬をお出ししております。学識経験者が日額1万5,000円、その他の委員が日額5,700円でございます。

なお、本審議会では、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則第14条の規定に基づきまして、会議の傍聴を認めております。事前に市ホームページにおきましてお知らせをしておりましたが、本日の傍聴希望はありませんでしたので、御報告をいたします。

また、同規則に基づく会議録を作成するため、会議中の発言を録音させていただいております。それと、できるだけマイクを通して発言をしていただければ、ICレコーダーのほうにも鮮明に音声が入りますので、御協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、審議会の趣旨等についての説明を終わります。

事務局：続きまして、会長及び副会長を選任いたします。審議会条例第5条の規定では、審議会には会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定めることとなっております。会長及び副会長の選任について、各委員の皆様御意見はございませんでしょうか。

委員：事務局の方から何か案がございますか。

事務局：ありがとうございます。事務局に一任の御意見をいただきましたので、事務局案として、会長を亀岡マリ子さん、副会長を山先芳輝様をお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

事務局：ありがとうございます。皆様の同意を得ましたので、亀岡会長、山先副会長は前の席に移動をお願いいたします。

事務局：それでは、亀岡会長と山先副会長、一言御挨拶をいただきたいと思います。

～会長・副会長就任あいさつ～

事務局：それでは、議事進行につきましては、亀岡会長をお願いをいたします。

議長：失礼いたします。それでは、早速、議事を進行させていただきたいと思います。これからの進行中、今日は事務局からの説明が主になろうかと思うのですが、途中皆さんにもいろいろ御発言をいただきたいと思いますが、その進行中の発言につきましては挙手をいただく、あるいは事務局がマイクをお持ちしますので、そのマイクを通して御発言いただくとありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長：それでは、第2次伊予市男女共同参画基本計画について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局：皆さんのお手元でございます「第2次伊予市男女共同参画基本計画の策定について」をご覧ください。まず、第2次基本計画の目的から御説明いたします。

現行の第1次基本計画の計画期間が、今年度をもって終了します。そのことに伴いま

して、伊予市における男女共同参画社会の実現を推進していくため、今年度、この審議会の調査と審議によって、今後10年間で計画期間とした第2次基本計画を策定いたします。なお、本計画は来年4月に施行される予定です。また、本計画を実効性のあるものとするため、実施期間と評価項目を定めた実施計画というものを来年度内に策定し、実行する予定でございます。

皆様のスケジュールですが、こちらにございますとおり、本日8月17日から11月末までの5回程度、本審議会にて第2次基本計画について審議をしていただきます。

別紙1のスケジュール上では、アンケートと書いておりますが、これは第2次基本計画を策定するに当たりまして、伊予市内の現状を把握するために実施してはどうかと考えたためです。第2回の審議会では、こちら事務局で作成いたしますアンケートのたたき台を皆様に御確認いただいた上で、市内の男女共同参画についての現状把握のためにはどのようにすればよいかということをお審議いただきしたいと思います。なお、アンケートを実施する場合がございますが、9月下旬にアンケートを実施したいと思っております。それに伴いまして、第3回目は市民アンケートの結果から第2次基本計画の素案について検討いたします。

また、第4回目は、第3回目で話し合った内容の再検討を行いまして、第5回目はその計画の最終確認を行います。以上のような予定でございます。

また、来年度は、先ほど御説明いたしました実施計画について審議していただく予定です。それにつきましては、今回の審議会の中で決めていく予定でございます。

それでは次に、国や県における男女共同参画の取り組みを御説明しました後に、伊予市の取り組みについて御説明いたします。「第2次伊予市男女共同参画基本計画の策定について」をごらんください。

まず、国の最近の取り組みについて御説明いたします。平成27年度に、全ての女性が職場で能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とする女性活躍推進法が成立いたしました。この女性活躍推進法では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態や自営業などの働いている形態にはかかわらず、既に働いている女性もこれから働こうとしている女性も含めて、みずからの希望によって働いている女性、また働こうとしている女性全てを対象としております。また、国や地方公共団体の機関及び301人以上の従業員を雇用する民間事業主に対して、事業主行動計画の策定や届け出、周知、公表が義務づけられております。この事業主行動計画というのは、今年4月1日に施行されております。この女性活躍推進法の詳しい内容につきましては、お手元でございます別紙の2をごらんください。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要と書かれてあるものです。この女性活躍推進法では、都道府県が女性活躍推進計画を策定した場合、別紙の2の2ページにございます女性活躍推進基本計画、済いません

2枚目ですね。2枚目でございます女性活躍推進基本方針と都道府県の推進計画を踏まえて、市町村はそれぞれ推進計画を策定するよう努めなければならないと定められております。以上が国の最近の取り組みになります。

それでは次に、県の男女共同参画の最近の取り組みに御説明を移らせていただきます。県は、国の男女共同参画の計画の策定に伴いまして、計画を策定しております。今年3月に、中間改定されました第2次愛媛県男女共同参画計画ですが、女性活躍推進計画と一体となっております。そのため、これから策定する伊予市の第2次基本計画ですが、これはこの県の計画を勘案しまして女性活躍推進計画と一体化させた計画にする予定でございます。なお、県の計画の中で女性活躍推進計画の項目となっておりますものは、3章から5章になっております。この県の計画の詳しい内容ですが、また資料がございまして、お手元でございます別紙の3になりますので、そちらも御参考になさってください。

それでは、伊予市の男女共同参画の取り組みについてお話をさせていただきます。伊予市では、合併後の平成18年度に男女共同参画基本計画のもとになる計画でございます。第1次総合計画の内容を踏まえまして、第1次男女共同参画基本計画を策定いたしました。伊予市の男女共同参画の実現を推進するために、これまでさまざまな取り組みを行ってまいりました。なお、第1次基本計画の詳しい内容ですが、これはお手元に資料がございまして、別紙の4及び第1次基本計画の分厚目のカラーの冊子を御参考ください。別紙4と分厚い第1次計画の冊子になります。

今年3月に、伊予市では第2次総合計画が策定されました。お手元の第2次伊予市総合計画というカラー版のパンフレットがございまして、その内容を御参考にしてください。中に、男女共同参画の実現というA3判の1枚の紙がございまして、そこが、男女共同参画の項目になっております。まず本審議会で話し合う内容としまして、第2次総合計画にございまして平成37年度の目標がございまして、こちらにつきまして数値、第1次基本計画の進捗状況について後ほど御説明いたします。そこで、現状をお話できればと思っております。

以上のことから、第2次基本計画は中間改定されました第2次愛媛県男女共同参画計画と伊予市の第1次基本計画及び第2次総合計画の内容を踏まえて審議し、策定することになります。以上が「第2次基本計画の策定について」になります。

議長：ありがとうございます。一応、策定についてということで話していただいたので、次の2の進捗状況もあわせて、続いてお願いできますか。

議長：それでは、続けて御説明いたします。

第1次伊予市男女共同参画基本計画の実施状況一覧表というものをお配りしております。こちら5ページまでございます。こちらの内容を御説明いたします。この表で

は、第1次基本計画の重点目標を具体的な内容にいたしました。施策の方向について、今年5月、伊予市役所の全ての部署につきましてアンケートを実施した結果を載せております。なお、施策の方向の中に赤字で示している箇所は、まだ具体的な取り組みが十分なされていないところがございます。

まず、1ページでございます女性に対する暴力の根絶についてですが、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVに対する取り組みとしまして、健康増進課と子育て支援課がそのDVに関する相談について情報共有し、対応をしております。次に、同じく1ページの③になりますが、生涯を通じた女性の健康支援の欄です。重点目標のところなのですが、女性がそれぞれの生活段階に応じて適切な健康管理を行うことができるような相談体制の充実につきまして、健康増進課では年に3回、妊産婦を対象にマザー講座というものを開いております、がん検診などを受けやすくするために女性限定の検診日を年に4日間開いております。

2ページになります。重点目標の男女共同参画の視点に立った意識改革の推進というところですが、これで男女共同参画社会の形成についての時期にかなった広報のため、総務課では年1回、男女共同参画についてパンフレットを作成し、全戸配布をしております。このパンフレットですが、今年3月に皆様にお配りいたしました。パンフレットをお手元の資料としてお配りしておりますので、そちらを御参考になさってください。黄緑色の伊予市男女共同参画社会づくりという冊子になります。このようなパンフレットを毎年配付させていただいております。このパンフレットでは、初めに御説明いたしました日本女性会議につきまして、参加された方の御感想を毎年載せさせていただいております。また、この男女共同参画の視点に立った意識改革の推進というところを、2ページ目の同じところになりますが、②男女共同参画に関する学習機会の提供というところで、年に1回、市の職員を対象にしまして男女共同参画の講座を開催しております。

そして、3ページに移らせていただきます。実施状況は、一覧表の3ページをご覧ください。こちらの重点目標の②、市の政策、方針決定過程への女性の参画の拡大にございます伊予市の審議会等への女性の登用率を御説明いたします。右の具体的な取り組みで、平成28年4月1日の時点での数字を載せております。これは、28.8%でございます。部長相当職と次長相当職、課長相当職を合わせました管理職の女性登用率は、こちらの②の具体的な取り組みにございますとおり10%でありました。そして、同じく3ページにございます④のさまざまな分野における男女共同参画の推進というところで、②新たな分野における男女共同参画の推進で、防災における女性参画の拡大についての取り組みで、危機管理課ですが、避難所の運営におきまして多様な視点を得るために、避難所運営委員会に女性の参画を促すように、伊予市の避難所開設運

営マニュアルに記載しております。

それでは、4ページに移ります。4ページをごらんくださいませ。こちらの重点目標②安心して子供を育てられる環境づくりについて御説明いたします。育児を支援する環境の整備として、子育て支援課では延長保育や一時保育、子育て支援センターの土曜日の開所、小規模保育所の設置を行っております、伊予市内の放課後児童クラブを平成26年度から27年度末までに5カ所増設いたしまして、健康増進課では保健師を市民課に配置し、転入などの手続きのときに国保の被保険者の方の場合は健診をお勧めしております。

それでは、5ページをごらんください。重点目標の③農林水産業における男女共同参画推進というところで、農林水産業における男女共同参画の推進について、農林水産課では家族経営協定の促進を図り、地区家族経営協定締結協議会の研修会に参加しております。ここで、家族経営協定について御説明いたします。家族で農業を営んでいる世帯が、やりがいを持って経営に参画できるよう、役割分担や家族みんなが働きやすい就業環境について家族で話し合い、取り決めるというものです。また、伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会におきまして、各種女性参画に係る講演会及び視察研修会を農林水産課のほうで年1回開催しております。以上、行政の面での取り組みを御説明いたしました。

次に、教育現場での男女共同参画についての取り組みを御説明いたします。

教育現場では、1ページ目の②メディアにおける男女の人権の尊重の項目になるのですが、小・中学校の生徒の情報活用能力、メディアリテラシーの向上のための授業を行っております。これで、メディアでの性とか暴力に対する誤った情報に対して、うのみにしない知性を身につけるための支援を行っております。また、エイズやたばこ、アルコール、危険ドラッグといった女性の健康を脅かす問題についても授業を行っております。こちらは、同じ1ページ目、③生涯を通じた女性の健康支援のところに書いております。次に、重点目標の②男女共同参画の視点に立った教育の推進のところですが、男女平等の意識を生徒に身につけてもらうために、小・中学校の生徒に対し、男女の相互理解について、この具体的な取り組みにございますような授業を行っております。

次に3ページをご覧ください。

こちらの④さまざまな分野における男女共同参画の推進の項目になりますが、こちらの地域における国際交流・協力の推進のところで、広い視野を持つ国際色豊かな人づくりとしまして、伊予市内中学校の生徒16名を対象としましたアメリカ合衆国セーラム市への派遣事業の支援を行っております。以上が教育現場での男女共同参画に関する取り組みでございます。そして、地域での取り組みについて御説明いたします。身

近な生活の中で男女共同参画に関する学習機会を提供するための取り組みとしまして、社会教育課が開催しております地域の方々や伊予市職員など、あらゆる方を対象としました人権についての講座でございます。オピニオンリーダー養成講座が毎年ございまして、全5回中1回は男女共同参画についての内容となっております。

次に、男女共同参画の取り組みとして、まだ不十分な項目として上げられる項目を御説明いたします。これは、最初に御説明いたしましたが、赤字で示しているところになります。まず、男女共同参画について御説明しましたとおり、啓発のパンフレットの作成と配布などは行っておりますが、その一方で男女共同参画の視点に立った表現についての取り組みですが、こちら差別的な内容を記述しないということといった基本的なことはもちろん踏まえておりますが、特に表現について取り組んでいる内容とは言いますと、まだ上げられる点がないということで、ちょっと赤字で書かせていただきました。

学校教育におきまして、男女平等教育の推進を行っております。それは、先ほど御説明しましたとおりでございます。しかしながら、家庭や地域においての男女平等教育の推進として、特に取り組んでいるという事例はまだございませんので、取り組んでいく必要がございます。

次に、3ページをご覧ください。地域やその市内の事業所といったところへの方針決定過程への女性の参画の促進や、下に③の項目になりますが、女性の能力開発などの支援に対して、もう少し促進していく必要がございます。

それでは、4ページをご覧ください。①の男女がともに参画する家庭・地域づくりといったところですが、仕事と家庭の両立支援や子育てなどを理由に退職、これは②になりますが、安心して子供を育てられる環境づくりの項目になりますが、子育てなどを理由に退職されて、また再就職を希望される方々に対する支援といったことにも力を入れる必要があります。

そして、最後の5ページをご覧ください。男女均等な雇用環境の整備といったところ、あと多様な職業ニーズへの対応といったところで、より力を入れていく必要がございます。

以上、今までの市の取り組みとして、まだ取り組んでいない項目を御説明いたしました。

なお、女性活躍推進法と県の第2次の男女共同参画の計画を踏まえると、こちら実施状況一覧表の主要課題の③、④、⑤、これページにしますと3ページから5ページになります。ここまでが、女性活躍推進計画の内容となりますので、対策をより審議する必要がございますので、今回の審議会で私が御説明いたしました以上のことを踏まえて審議していただければと思っております。大変長くなりましたが、私からの説明

は以上でございます。

議長：ありがとうございました。

事務局のほうから、この策定についてということと、今現在の伊予市の進捗状況等について説明が続きましたが、今回、皆さん初めての顔合わせでいろいろ説明を聞いたのですが、何か質問とか、御意見とかございましたらお願いします。

委員：第2次伊予男女共同参画政策スケジュールというのがありまして、このアンケートをとるって言ったのは、この第1次男女共同参画のことについてのアンケートをとるのでしょうか。

事務局：委員さんの御質問ですが、10年前にも一度、男女共同参画に関するアンケートを実施しております。10年前の状況を把握した上で1次計画を策定したのですが、その後、一部、人権問題に関する意識調査であるとか、その他満足度調査といった一、二問ほどの質問、アンケートはとってはいるのですが、内容を充実させたアンケートを10年間やっておりません。今回、第2次計画におきましても、今の伊予市の現状を把握しておく必要というのがあるのかなど。そういったことを踏まえまして、事務局としましては来月にアンケートを実施し、策定に向けて反映していこうと考えています。

委員：そのアンケートを私たち委員が審議して、ここにある第1次男女共同参画の赤字をメインに、今年、私たちが審議をしていくわけですか。

事務局：若干訂正させてください。先ほど、事務局からの説明で審議をお願いいたしますという内容がありましたけれども、そういうことではなく、今の進捗状況としての課題になるもの、なかなかできてないという課題になるものが赤字で示させていただいております。今回の審議というのは、あくまでも第2次計画。これら全体について進むべき方向というのを審議していただくということになります。

委員：失礼いたします。第1次計画の実施状況の一覧表ですが、これ思った以上に赤字が非常に多いなど。私は実施する立場にあるのですが、そういった感想を持っております。ですので、この赤字の部分ですが、こういったのはまた第2次のほうに引き継ぐとか、そういうのはまだ全然見通しとかはないのでしょうか。恐らく、これ不十分で全然手をつけられていないような項目もあると思うのですが、必然的に次の計画に入れ込むようなことは考えておられますか。

事務局：失礼いたします。ただいまの委員さんの御質問にお答えいたします。まず、赤字部分、今回、実は10年間この男女共同参画基本計画のほうの推進状況というのが、なかなか把握ができてない状況でございました。今回は、見直しという機会を捉えまして、全庁的にどこまでこういったことができていくかっていうのを洗い出した結果がこれでございます。赤字の部分につきまして、このまま次回の第2次に引き継いでいくのか、あるいはここをもう違った形のものに変えていくのか、そのあたりも委員

さんの方で是非御検討いただきたいと思います。

できれば来年度実施計画の策定もございますので、できるだけ実施ができるような、そういった内容のものがいいんじゃないかなと。最終的な到達地点として、すごく高い目標を掲げるのはいいのですが、そういうのではなくて、できるだけ皆さん方、ハードルをある程度低いところでできたほうがいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、是非そういったことを踏まえて御検討をよろしく願いいたします。

議長：国の基本法ができたのが平成11年で、国から示された基本計画をもとに各都道府県が都道府県の計画をつくりました。そして、各市町、そのころは村があったのでしょうか。そこで、それぞれの計画をつくってくださいということでつくってもらって、愛媛県も今、多分全市町計画ができて、一斉にみんなとはなかなかいかなくって、早くにつくられたとこ、あるいは少々時間がかかってできたところというのがあって、早くにできたところが今大体第2次の計画をつくっているところですね。国は、5年ごとに計画を作りかえますので、もう国の計画は第4次です。愛媛県の場合は、10年を見越してということで10年一くりにしましたので第2次ですね。国が第4次ですけど、県は第2次なんです。県は、5年ごとの中間見直しっていうのをしております。県内の市町が、今計画の第2次を策定しているところだと思います。早いところで、去年あたりでできたところとか、今ちょうど取り組んでいるところとかというのがありまして、伊予市さんの場合も第2次の計画の見直しになっていて、今言いましたように第1次のときには多分国ができて、県が出来て「さあ、やりましょう」ということで、皆さん一生懸命国や県をもとにして作られたと思うんです。今、見直してみたら、もしかしたらもう少し伊予市の実態に合ったもの、そういったものにつくりかえる必要があるんじゃないかというようなことで、多分皆さんもいろいろとそういうふうなところが見えてくるんじゃないかと思います。

今、伊予市さんのほうでも行政やあるいは学校教育、そういったところでの実態を調べていただいております、今度私たちが一緒に審議して、今度は市民の意識調査、それをアンケート調査するということですよ。そのアンケート調査によっては、またここにあるとおり全部それをとるんじゃないなくて、新たな問題も見えてくるかもわからないし、やっぱり引き継いでこれをもっとやっぱり進めていかないかんのかなというふうなものも出てくるんじゃないかと思うので、そういったことを皆さんと一緒に考えていくというのが、この審議会での役目ですね。役割ですね。というように、一応私はそんなふうに捉えているのですが、間違っていたらまた教えてください。

〔「なし」との声あり〕

議 長：それでは、突然にと言われてもなかなかだと思えますし、第2回目にもアンケートの審議をするときにもあわせてですけども、皆さん今日いっぱい資料もらいましたので、それに目を通していただいて、何か質問や御意見があったら第2回目に出してもらおうということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

議 長：それでは、せつかくの機会ですので、今日皆さん初めて顔合わせしました。これから伊予市の男女共同参画の基本計画を皆さんと一緒に考えていくという立場なんですけど、日ごろ皆さんが自分たちの身の回り、あるいは職場、地域、いろんところで感じている男女共同参画に関連した、何か感想なり、あるいは疑問に思っていること、あるいは行政への質問、そういうことがありましたら、もうこれからは自由発言ということのでいていただきたいのですがいかがでしょうか。

委 員：私、本業が土木屋なんですけど、この業界、私らの業界も今たくさん女性の方が、昔と比べたらたくさん進出されてきて、オペレーターの方とか運転手なんか、そういう作業の方も女性の方が今は2割ぐらいいます。このようなことは、昔は全然考えられなかったことで、今は本当に女性の力がないとこの業界もやっていけない。今、これにも出ていましたけど、出産してもう一回来ていただけるのは、もうこの業界しかないと思います。この業界は、何回でもやめてこられて全然ウエルカムです。またそういう方から話でもあったら言って戻られたらと。何か、自分の商売の営業みたいですけど、そのような世の中にだんだんできてきていると思います。今正規雇用がだんだん減ってきていることがいかんというような政府の答弁もありますが、パートの方も大変やと思いますし、短時間の労働も正規雇用にしていだけるという世の中になっていけたらなと思います。

委 員：失礼します。地域では小学校、それから中学校の子供さんがいる御家庭は地区役とか愛護班といった、その地区その地区での学校に対する奉仕活動みたいなものをしてるんです。その中で、そういった役が順番に回ってくるんですけど、もう99%どこの家も女性、お母様が参加されるんです。一部には、御主人がお手伝いということで、メインはお母さんなんですけれども、御主人がお手伝いとして顔を出すことはあっても、役員という名前がつくものはほとんど母親の仕事みたいな感じで、全員そういう意識づけがされているんじゃないかなあと、常日ごろから思っておりまして、現に私も4人子供がおりましてけれども、どの子供のとくにも私が役員として参加をする、どの御家庭も母親が参加するといったことがずっと続いているんです。これ、もうちょっと意識改革していただきまして、いやいやうちのところは御主人がちょっと定期的な仕事しているんで、夜の会議とか参加しますよ、という御家庭があってもいい

いんじゃないかな。また、力がやはり男性はありますので、どうしても力仕事が多いこともあるんです。そういったときに、もっと男性の方が協力してくれたらなあと常日ごろ思っているのが1点と、それから私も職場でのことなんですけれども、どうしても管理職というのは男性が多いのです。私も日本女性会議に参加させていただきまして、ちょっと発奮して、私ももっと上に行きたいと思って上司とかに相談したこともあるんですけれども、ちょっとそういう考えが10年前に出ていたら、もっと何とかなったかもしれないけど、あなたの年代でもう管理者というのは無理ですよ、というふうにはっきり言われて、ちょっと意気消沈するとともに、ちょっとどうしてと。私よりも男性の管理者で仕事してない人いるじゃないとかって、ちょっと憤りを覚えている今日このごろでございます。

議長：今のもっと父親がってというのは、子供さんに関する取り巻く部分のことですよ。それ以外の地区のいろんなあればいかがでしょうかね。

委員：それもやはり母親が参加してまして、例えば地区のお祭りがあるのでいろいろ太鼓の練習をしたり、アクロバットの練習をしたりするんですけれども、それももう必ずお母様がついてこられて、お手伝いということでお父様が来られることはあるのですが、そういった場合はお母様プラスお父様という形になっております。

議長：働くお母さんの憤りも今聞きましたけど、いかがですか。

委員：私の勤めていた職場は、介護のお仕事だったので女性が中心なので、一応私も課長職までさせていただいたんですね。でも、やはり支店長であったり、もっとエリア長であったりというのは男性がほとんどで、たまに女性がいたりするのですが、やはり数字とかの問題になってくると、女性はどうしてもちょっと苦手な部分があって、ものが言えない部分がある。数字でものを言わなくちゃいけないんですね。こういうことをしたら、ここまで売り上げがあったりとか、こういう成果が出るから実施してほしいというのを数字で求められたりすることが多かったんで、そういうところはやっぱり女性はちょっと苦手な部分なので難しいな。もうちょっと違う面から評価していただけないかなっていうもどかしさも感じたりすることも多々あったんですね。でもやはり、反対に介護のほうは男性が訪問介護とかは入りづらいんですよ。だから、幾ら男性であっても女性のヘルパーさんを望むって方が多くって、男性はなあって、やっぱり入浴介助にしても力があって安心ですよって伝えても、やはり女性がいいよなっていう男性の方が多かったんですね。なので、反対に訪問介護だったら、もっともっと本当に力のある男性の方が、どんどんどん入ってきてくださって手伝ってくださると、本当に腰痛で辞めていく人たちも少なくなっていくのになあと思うこともいっぱいありました。だから、職場とかそういうところで男女の比率も違うように、まだまだその部分は改善されてないのかなと思いますね。

今、お話を聞いていて、やっぱりちょっと田舎と言ったら申し訳ないんですけど、名古屋なんかだったら、どっちかと言ったら学校行事はお父さんの方がいっぱい出て来られることが多かったんですね。すごく女性よりも町内の掃除も男性の方が多く出て来られたりとか、私が住んでいる地域がそうだったりするのもわからないんですけど、都会では本当に男性の方が子育てにすごく積極的に参加されているなあっていう印象があったんです。だけど、こちらへ帰ってきて、いろんなことでやっぱり男性がちょっと引っ込み思案というか、やっぱり女性の方が主になっているような地区の仕事もしているんだなあっていうところを感じています。よくわからないので大きなことは言えませんが、またちょっと見させていただいている段階です。

議長：ありがとうございます。その地域性とか、いろいろあるのかもわかりませんね。

委員：皆さんすばらしい考えを持ってらっしゃるんですけど、私の主人は男社会の中でやっていますし、なので私は奥に引っ込んで静かに活動してきました。私は、子供が3人いるんですけど、長女が今、学童保育の仕事をさせてもらっています。やっぱり、学校教育になると、双海なんかやっぱりお母さん方が頑張っているのが多いですね。私自身が、外に出て働くという経験がなかったものですから、娘はよくやるなあと、今感心しているんです。これから少しずつでも勉強していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員：私、先ほども申しましたように農業をやっているんで、農業は特に高齢化になりました。区長さんやみんなで何か催しもありますし、公民館祭りとかがいろいろあるので、行事は出来てはいるんですけど、農業に関してはなかなか人手が少ない。これからやっていくのに、なかなか若い担い手もないですし、女性もやりますけど、やっぱり男性も頑張ってもらわないといけないしで、なかなかこの農業というのは放棄地ができてきていますし、もう部落でなかなかまとめていくというのは大変だなあとということがありまして。男女共同、本当家族経営協定とかやっているのですが、なかなか思うように休みがとれない。まず健康ですね。健康でいないといかんし、みんなで協力し合って盛り上げることはできるけど、やっぱり仕事がどんどん大変になっている状態かなあとということです。

議長：ありがとうございます。

愛媛県が、従来は第1次産業が主な産業だったので、男女共同参画で愛媛県が第1次計画をつくったときにも、農林水産業を非常に大きく取り入れたと思うんです。でも、お話を聞いていると、なかなか農林水産業での男女共同参画って進捗が難しい。家族経営協定も締結数が、締結家族がなかなか増えないという中で、農業がまだ一番増えているんですね。家族経営協定を結んでいるのが。林業あるいは水産業のところはなかなか進まないんですよ、ということだったのですが、その家族経営協定を結

ばれたお宅の女性の方が、もうこれを結んで何がよかったかと言ってくれたら……。

委員：お給料が。

議長：そうそう。自分の通帳を持って、自分が自由に使えるお金ができた。そして、仕事もいろいろみんなが役割分担をして、ちゃんと責任を持ってするというので、自分も認められる。今までだったら、もう本当に夫が家族の柱で、その陰で手伝って一生懸命しているんだけど、なかなか認められなかったけれど、そういう面では非常にいいですよっていうのを、農林水産業の大会があったときに発表して下さったのを聞かせていただいた覚えがあります。

委員：それは、昔のようなことではなく自由に、例えば、会とか診察とかどンドン行かせていただいていますし、青色申告でお給料というか、お小遣いもちゃんといただいているんですけど、やっぱりそれと別に地域とかいろんなところを見たときに、やっぱりどンドン地域に高齢化というか、後々本当はみんなと一緒に、息子も一緒に農業をやるとうちの場合は担い手と3人でやっているんですけども、よその人らも一緒に本当は農業がしたい。一緒に何かつくっていききたいとか、漁業の方でもですけど、新しい担い手づくりというのが、農業で儲けてやっていく、漁業で儲けてやっていくというのが、やっぱりそれだけの収入でやっていくのが、なかなかちょっとというところもあったりするのではないかと。

議長：ですよね。どこでも経営者問題、担い手問題が課題になっているかと思います。

委員：私、女性消防団が今年で入団して15年目になります。愛媛県で女性消防団員の大会があるということで、その時代には、15年前は女性消防団員という方はいなかったんですよ。それで、急遽女性消防団員を集めようと。地元で女性消防団員がいないのではいけないということで、いろんなところで女性消防団員っていうのを求められて15年前に入りました。今、男性社会である消防の中に女性消防団員が入っての役割っていうのをここ何年か感じることは、やっぱり男女共同参画と同じだと思うんです。男性は、消防団員の男性としてちゃんとした働きがあり、女性消防団員は女性としての消防団としての働きがあると思うんです。火事は、やっぱり現場で行く男性。でも、火事が起きた後の家族とか被災者の心のケアをするのが女性消防団員ではないかと思っています。やっぱり、男性は力的な仕事で、メンタル的なところには手が余りまわらないので、私たち女性消防団員がそういう働きをしていこうということを最近つくづく思うのと、啓発に関してやっぱりしゃべるとか講演とかをするのは、その場限りの記憶なんですけれども、私たち最近寸劇をしたり、先週から救命救急体操っていうのも考えて作ったりして、やはり体を動かすとか、笑いを起こすことによって、そのときの記憶っていうのを人の頭に残すっていう働きをしているんですけども、この男女共同参画は男子が強い、女性が強いじゃなくて、やっぱりお互いの能力を発揮し

て、ともに助け合っていくのがこの男女共同参画ではないかなということ最近思っています。

私自身農業をしまして、ハウスミカンとか紅まどんなをつくっているのですが、愛媛県の農山漁村生活研究協議会で講演も聴いたことがあるのですが、それで今国の農水省で第1次産業、農業女子プロジェクトというのが発足されているんですけども、国自体は2年前に起きて、愛媛県は今年6月2日にさくらひめっていうチームで、若い農業女子プロジェクトが発足されています。その中にも入れてもらって女性農業の推進を図っているんですけども、やっぱり農業は力仕事が必要です。これもやっぱり農業の女性で頑張っていこうじゃなく、男性の力も借りながら女性としての働きをして頑張っていかなければいけないと思うんですけども、やっぱり農業なんか70、80代の年代が高い人が、男は力が強いとかという威厳を持っているような気がします。そういう高齢者の方たちに男女共同参画っていう意味をどう伝えていければいいかなってというのが、今の私の問題です。

委員：立派なお話をお聞きしたところで、私も主人の仕事の手伝いで事務をずっとしてきて、姑の介護そしてそれから子育て、そして今、長女、次女が里帰り出産、それからそれに伴って長女の御主人が急な出産であったにもかかわらず、会社から長期の休みをいただいて帰ることができる。また、長男はやはり主人と同じような建設現場で働いてまして、なかなか厳しい立場で仕事をしておりますので、いろんなそれぞれ子供たちでも、それからうちの会社にいる従業員の子たちでも、いろんな役割をみんなそれぞれに担っていて。先ほど話がありましたように、うちの従業員の子たちもなかなか仕事の休みがとれなくて、よく会社では働いてくれてみんな偉いなあって思うんですけども、それぞれの子供たちの行事には一切きつと出てないだろう。うちの従業員の子たちは、奥さんたちも本当にぐっと我慢される。また、長女のほうの会社は、長女がそろそろ管理職に就こうかなっていう頃に、いろんな問題を抱えた同僚の子たちの話を聞いたり、だからまだ私もそういう話を聞きながら勉強している。それぞれの立場がみんなあって、なかなか一筋縄ではいかない社会の仕組みをひしひしと感じて、この役をつかさせていただいたので、ありがたいことだなと思っています。

議長：ありがとうございます。いろんな制度、法律、男女共同参画社会づくりに関しても随分進んできたと思います。私も仕事を持って、ずっと子供も2人育ててやってきましたけど、私はさっき自己紹介で言いましたが、小学校の教員だったので、学校は意外と早くから子育てしながらもできる、ちゃんと産前産後休暇がいただけるし、そして今は育児休業がいただける。それは、ほかの企業でもそうなんですけど、違いは学校ではその間、臨時さんが入るんですよ。教員が休んでも、そのかわりの先生が入ってくれる。ところが、企業とかそういったいろんなところは、今育児休業だから、あ

るいは産休だからということで臨時さんがなかなか入らない。それで、私に関係しているところでも自分が休むと周りの人に迷惑をかける。何か、自分の仕事をほかの人に分担してもらわないといけないようになるとかで、なかなか休みが取りにくい。だから、やっぱりもうやめて子育てに専念しますとかという人の声も聞くんですね。でも、制度上はちゃんと育児休業がとれる。きちっとそういった権利が認められているんですけど、まだまだそういったところがあって、なかなかイクメンもイクジイも、そういう人らもなかなか増えにくいのが現状かなあ。

でも、私最初に言いましたけども、意識も随分変わってきたし、社会のいろんなことも変わってきた。だから、名古屋のほうでは学校行事なんかはお父さんが多いんですよって言われたんですけど、愛媛の場合は、つい最近までは学校っていったらお母さんが参観日に行って、私の子育てのときも私仕事で行けないから夫に行ってと言ったら、夫が行ったらみんな女の人だから、いる場所がなかなかなくて、窓の外から見ていたとか、そんなことが多かったんですけど、今はやっぱり私も定年退職まで学校に勤めたんですけど、参観日というたらお父さんもたくさん来てくれます。卒業式、入学式は、だから昔だったら子供の数だけ席を用意したらよかったですけど、今はもう倍ぐらい用意してもまだ足りないぐらいお父さんの参加も多くなりましたね。随分変わってきたと思います。いろんな面で変わってはきているんですけども、一方でまだ今言ったようになかなかのところもある。

共同参画とは何かということから始まったんですけども、委員さんも言われましたけども、参加っていうのはしやすいし、随分参加してくれているんだけども、参画となるとなかなかね。参画というのは参加とは違うんですよ、というのを私もいろいろなところでお話しさせていただいたのは、いろんなところでの政策あるいは計画、企画、そういう段階からかかわって、そういうことをしていく立場にならなければ、参画とは言えないということで、先ほど管理職を目指しますって言われたんです。やっぱりいろんな企業さんでも何でも管理的な立場にならないと、なかなかそういうことができませんよね。だから、是非そういうところを目指してほしいというのを、私も若い人らにはみんな言っているんですが、やっぱり女性の意見が取り入れられる、女性の視点でいろんな企画、計画ができる。そういうことが大事じゃないかなということで、女性もあるいは男性もそういう立場でいろんなところでも男女共同ですから、男性と女性がともにということ、男性だけが頑張っても十分ではないでしょうし、女性がいくら頑張っても女性だけでは十分ではない。男性と女性がともに、お互いが立場を認め合って参画していくっていうことが大事じゃないかなあとお感じしております。

議長：一応、今日の予定された内容は終わったようですし、皆さんにもいろいろと思ひも発

言していただいて、非常に心強く感じているところです。それでは事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

事務局：亀岡会長、議事運営ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。

事務局：それでは最後に、「その他事務連絡」を事務局から行います。

～事務連絡～

事務局：本日の協議は全て終わりました。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。